

令和6年8月

お客さま 各位

昭和信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設にともなう「普通預金規定」
「総合口座取引規定」「貯蓄預金規定」の一部改正について

平素より格別なお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当庫では、令和6年10月1日より、「未利用口座管理手数料」を新設いたします。これにともない、「普通預金規定」「総合口座取引規定」「貯蓄預金規定」の一部を改正いたします。

詳細につきましては、新旧対照表をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以 上

新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">しょうわ普通預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) ～ 1 5. (保険事故発生時における預金者からの相殺) } 略</p> <p>1 6. (未利用口座と未利用口座管理手数料) <u>令和6年10月1日以降に開設された口座を対象とします。</u> <u>(1) 当金庫が定める一定の期間、所定の利用が無い口座を未利用口座とします。</u> <u>(2) 未利用口座となった場合には、届出のあった氏名・住所へ未利用口座に関する案内の書面を発送します。</u> <u>発送後、一定期間内に所定の利用が無い場合は、当庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>この場合は、預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を自動引き落としとできるものとします。</u> <u>その後も引き続き未利用口座の場合、再度通知をせず、翌年以降も未利用口座手数料を徴求できるものとします。</u> <u>(3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は(残高0円を含む)当金庫は当該預金残高全額を引き落とし、当該手数料に充当の上、預金者に通知することなく当該未利用口座を自動解約することができるものとします。</u> <u>預金者は差額手数料の支払い義務を負わないものとします。</u> <u>(4) 引き落としとなった、未利用口座管理手数料の返却はいたしません。また、解約された口座を再度利用することはできません。</u> <u>(5) 未利用口座の解約にともなって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u> <u>(6) この預金の取引に関する手数料が、改正もしくは新設された場合にも、当該手数料は当庫所定の方法により自動引き落としとします。</u></p> <p>1 7. (規定の変更) 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(令和6年10月現在)</p>	<p style="text-align: center;">しょうわ普通預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) ～ 1 5. (保険事故発生時における預金者からの相殺) } 略</p> <p><u>追 加</u></p> <p>1 6. (規定の変更) 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(令和4年9月現在)</p>

新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">しょうわ総合口座取引規定</p> <p>1. (総合口座取引) 略</p> <p>2. (取扱店の範囲) ～ 18. (譲渡、質入れ等の禁止) } 略</p> <p><u>19. (未利用口座と未利用口座管理手数料) 令和6年10月1日以降に開設された口座を対象とします。</u></p> <p><u>(1) 当金庫が定める一定の期間、所定の利用が無い口座を未利用口座とします。</u></p> <p><u>(2) 未利用口座となった場合には、届出のあった氏名・住所へ未利用口座に関する案内の書面を発送します。</u> <u>発送後、一定期間内に所定の利用が無い場合は、当庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>この場合は、預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を自動引き落としとできるものとします。</u> <u>その後も引き続き未利用口座の場合、再度通知をせず、翌年以降も未利用口座手数料を徴求できるものとします。</u></p> <p><u>(3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は(残高0円を含む)当金庫は当該預金残高全額を引き落とし、当該手数料に充当の上、預金者に通知することなく当該未利用口座を自動解約することができるものとします。</u> <u>預金者は差額手数料の支払い義務を負わないものとします。</u></p> <p><u>(4) 引き落としとなった、未利用口座管理手数料の返却はいたしません。また、解約された口座を再度利用することはできません。</u></p> <p><u>(5) 未利用口座の解約にともなって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(6) この預金の取引に関する手数料が、改正もしくは新設された場合にも、当該手数料は当庫所定の方法により自動引き落としとします。</u></p> <p>20. (規定の変更) 略</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和6年10月現在)</p>	<p style="text-align: center;">しょうわ総合口座取引規定</p> <p>1. (総合口座取引) 略</p> <p>2. (取扱店の範囲) ～ 18. (譲渡、質入れ等の禁止) } 略</p> <p><u>追 加</u></p> <p>19. (規定の変更) 略</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和4年9月現在)</p>

新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">しょうわ貯蓄預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) ～ 1 6. (保険事故発生時における預金者からの相殺) } 略</p> <p>1 7. (未利用口座と未利用口座管理手数料) <u>令和6年10月1日以降に開設された口座を対象とします。</u> <u>(1) 当金庫が定める一定の期間、所定の利用が無い口座を未利用口座とします。</u> <u>(2) 未利用口座となった場合には、届出のあった氏名・住所へ未利用口座に関する案内の書面を送付します。</u> <u>送付後、一定期間内に所定の利用が無い場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>この場合は、預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を自動引き落としとできるものとします。</u> <u>その後も引き続き未利用口座の場合、再度通知をせず、翌年以降も未利用口座手数料を徴求できるものとします。</u> <u>(3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は(残高0円を含む)当金庫は当該預金残高全額を引き落とし、当該手数料に充当の上、預金者に通知することなく当該未利用口座を自動解約することができるものとします。</u> <u>預金者は差額手数料の支払い義務を負わないものとします。</u> <u>(4) 引き落としとなった、未利用口座管理手数料の返却はいたしません。また、解約された口座を再度利用することはできません。</u> <u>(5) 未利用口座の解約にともなう生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u> <u>(6) この預金の取引に関する手数料が、改正もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により自動引き落としとします。</u></p> <p>1 8. (規定の変更) 略</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和6年10月現在)</p>	<p style="text-align: center;">しょうわ貯蓄預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) ～ 1 6. (保険事故発生時における預金者からの相殺) } 略</p> <p>追 加</p> <p>1 7. (規定の変更) 略</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和4年9月現在)</p>